

千葉市水道局告示第15号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 6月 22日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県船橋市海神町東一丁目969番地
商号	有限会社日比谷管工
代表者	代表取締役 日比谷 治一
指定年月日	令和5年 6月 2日
指定番号	第330号